

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

合志市水道局より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

それに伴い、**指定の有効期間**が従来の無期限から**5年間**となります。**指定の更新をされない場合は、失効となります**のでご注意ください。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

	指定を受けた日	初回更新までの有効期間
①	平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日（1年）
②	平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日（2年）
③	平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日（3年）
④	平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日（4年）
⑤	平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日（5年）

更新については、初回更新時のみ対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送にて通知をします。**  
※なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

### ●指定更新の要件は**水道法第25条の3（指定の基準）**を準用し、下記の確認を行います

- ・給水装置主任技術者の選任
- ・給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ・水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ●指定更新申請時に**3項目の確認**を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ・指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ・給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは  
水道局水道課 TEL:096-248-1130

### （更新申請に必要な書類）

#### ◎新規指定時と同様の書類

- ①指定申請書（様式第1号）
- ②機械器具調書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④法人の場合：定款及び登記事項証明書の写し  
個人の場合：住民票の写し
- ⑤営業所の位置が分かる地図
- ⑥写真（機械器具、営業所の内観・外観）
- ⑦選任する主任技術者の確認書類（免状及び技術者証の写し）
- ⑧主任技術者選任届（様式第6号）  
※登録者に変更がある場合

+

#### ◎指定の更新時に必要な書類

- ⑨指定更新時確認書
- ⑩旧指定工事業者証

◎**更新手数料 10,000円**